

高石市公共基準点取扱基準

(目的)

第1条 この取扱基準は、測量法(昭和24年法律第188号)の規定に基づき、高石市が管理する測量基準点(1級基準点、2級基準点、3級基準点、4級基準点、節点及び補助点をいう。以下「公共基準点」という。)の一般的取扱い及び管理保全に関して必要な事項を定めることにより、その管理保全の万全を期することを目的とする。

(公共基準点の使用手続等)

第2条 公共基準点を使用しようとする者は、あらかじめ公共基準点使用承認申請書(様式第1号)により市長に申請し、承認を受けなければならない。

2 市長は、前項の申請があったときは、承認の可否を決定し、当該申請者に公共基準点使用承認書(様式第2号)を交付するものとする。

3 前項の承認を受けた者(以下「使用者」という。)は、公共基準点使用承認書を常時携行し、市職員又は土地所有者等の請求があった場合は、速やかにこれを提示しなければならない。

4 使用者は、公共基準点の使用を終えたときは、公共基準点使用報告書(様式第3号)により速やかに市長に報告しなければならない。

(工事施工の届出)

第3条 公共基準点の付近で次の各号に掲げる工事を施工しようとする場合は、あらかじめ公共基準点付近での工事施工届出書(様式第4号)により市長に届け出て、指示に基づく公共基準点の保全に必要な措置を講じなければならない。ただし、第4条の規定により公共基準点の一時撤去又は移転の承認を申請する場合は、この限りではない。

(1) 掘削範囲の端から2メートル広げた範囲に公共基準点の構造物が入る掘削工事(掘削の深さが2メートルを超える場合は、別途協議)

(2) 車輛、重機等の振動が公共基準点に影響をおよぼす杭打ち及び杭抜き工事のうち、公共基準点から杭、車輛、重機等までの距離が5メートル以下であるもの

(3) その他公共基準点の効用に支障をきたすおそれのある工事

2 前項の届出書には、次に掲げる図書を添付しなければならない。

(1) 掘削位置と公共基準点の位置関係を明示した位置図、断面図及び平面図

- (2) 引照点図又は市長が指定する測量資料
 - (3) 公共基準点、公共基準点周辺及び全引照点を確認できる写真
- 3 公共基準点付近での工事を施工した者(以下「工事施工者」という。)は、当該工事が完成したときは、速やかに公共基準点付近での工事竣工報告書(様式第5号)により市長に報告し、検査を受けなければならない。
- 4 前項の報告書には、次に掲げる図書を添付しなければならない。
- (1) 公共基準点及び公共基準点周辺を確認できる工事の完成写真
 - (2) 公共基準点の異常の有無を確認できる測量資料(着工前及び竣工後が対比できる引照点図又は市長の指示に基づく公共基準点の保全に必要な点検測量等の成果)
- 5 公共基準点付近での工事により、公共基準点の効用に支障をきたした場合は、工事施工者は、市長との協議後、公共基準点復旧承認申請書(様式第6号)により市長に申請し、承認を受けなければならない。
- 6 市長は、前項の申請書の提出があったときは、復旧の承認の可否を決定し、当該申請者に公共基準点復旧承認書(様式第7号)を交付するものとする。
- (一時撤去及び移転)
- 第4条 工事施工者(公共基準点の設置されている土地又は建物の所有者又は管理者(以下「土地所有者等」という。)の行う工事を除く。)が、公共基準点を一時撤去し、又は移転する必要がある場合には、あらかじめ公共基準点(一時撤去・移転)承認申請書(様式第8号)により市長に申請し、承認を受けなければならない。
- 2 市長は、前項の申請があったときは、承認の可否を決定し、当該申請者に公共基準点(一時撤去・移転)承認書(様式第9号)を交付するものとする。
- 3 第1項及び前項に規定する申請書には、次に掲げる図書を添付しなければならない。
- (1) 掘削位置と公共基準点の位置関係を明示した位置図、断面図及び平面図
 - (2) 引照点図又は市長が指定する測量資料
 - (3) 公共基準点、公共基準点周辺及び全引照点を確認できる写真
 - (4) 再設置位置図(新旧位置の関係が確認できるもの)
- 4 土地所有者等の都合により公共基準点を一時撤去又は移転する必要がある場合は、土地所有者等は、公共基準点(一時撤去・移転)請求書(様式第10号)を市長に提出するものとする。

(機能の回復)

第5条 工事施工者が公共基準点を滅失、き損、移転等により、その効用に支障をきたした場合は、原則として当該公共基準点を既設と同一の構造により再設置し、測量の成果を修正しなければならない。

2 前項の場合において、同一の構造による再設置が不可能な場合は、市長と協議のうえ変更することができる。

3 工事施工者以外の者が、故意又は過失により公共基準点を滅失又はき損した場合は、前2項を適用する。

(機能回復の施工者)

第6条 公共基準点の測量標を移転し、又は復旧する工事(以下「移転等工事」という。)は、原則として原因者である工事施工者が行わなければならない。ただし、土地所有者等による公共基準点の一時撤去又は移転の請求があった場合は、高石市が行うものとする。

2 測量成果の修正(以下「測量作業」という。)に必要な手続きは高石市が、測量実務に必要な測量成果品一式の作成は工事施工者が行うものとする。

3 偏心法による移転により機能回復を図る場合は、工事施工者と市長との協議のうえ施工者を決定するものとする。

(移転等工事)

第7条 工事施工者は、移転位置及び設置施工方法について、舗装復旧前に市長と協議しなければならない。

2 測量標等は、原則として既設のものを再度使用するものとする。ただし、使用不可能な場合は、工事施工者等が新たに購入するものとする。

3 工事施工者は、移転等工事の品質、出来形、工程及び工事実施状況を明らかにする写真を撮影しなければならない。

4 移転等工事が竣工したときには、工事施工者は速やかに公共基準点工事竣工報告書(様式第11号)に前項の写真及び測量成果品一式を添えて市長に報告し、検査を受けなければならない。

5 工事施工者は、前項の規定による検査に合格しないときは、直ちに補修して再検査を受けなければならない。

(費用の負担)

第8条 公共基準点の移転等工事に要する費用(既設の公共基準点の取壊し費用を含

む。)及び公共基準点の測量作業に要する費用は、土地所有者等による公共基準点の一時撤去又は移転の請求による場合を除き、工事施行者の負担とする。

(補則)

第9条 この基準に定めるもののほか必要な事項は、所管部長が別に定める。

附 則

この基準は、平成20年4月1日から施行する。

様式第1号(第2条関係)

公共基準点使用承認申請書

年 月 日

高石市長 様

申請者 住所
氏名

高石市公共基準点の使用について、下記のとおり申請します。

使用目的		
使用期間	年 月 日から 年 月 日まで(日間)	
測量地域		
使用する 公共基準点	計 点	
測量方法		
測量計画 機関	名称	
	代表者氏名	
	所在地	
測量作業 機関	名称	
	担当者氏名	
	所在地	
備考		

様式第2号(第2条関係)

公共基準点使用承認書

様

高石市公共基準点の使用について下記のとおり承認します。

使用目的			
使用期間	年	月	日から 年 月 日まで(日間)
測量地域			
使用する 公共基準点	計 点		
測量方法			
測量 作業 機関	名称		
	担当者		
	所在地		
承認条件 1. 別紙公共基準点使用条件を遵守すること。 2. 使用終了後は、報告書を提出すること。			
承認番号 年 月 日 号			
		高石市長	印
担当連絡先	高石市 072-265-1001 (内線)		

別紙

公共基準点使用条件

- 1 公共基準点の使用にあたっては、作業者は立入る施設の管理者にあらかじめ測量計画機関名、測量作業機関名、作業目的、連絡先などを連絡し、立ち入りの承諾を得ること。
- 2 施設内の立ち入りは、日曜祭日を除く午前9時から午後5時までを原則とする。ただし、管理者から指定された場合はそれに従うこと。
- 3 作業者は、使用時に使用承認書を常時携行すること。
- 4 使用にあたっては公共基準点の取扱いに留意し保全に努めるとともに、周辺を汚さないよう努めること。
- 5 基準点本体及び立ち入り施設に損害を与えた場合は、申請者の費用で原形復旧すること。
- 6 作業者は、測量標及びその周辺の現況や、測量付近に工事の予定がある場合は速やかに基準点管理者に連絡すること。
- 7 作業者は、測量標の使用を完了したときは、基準点使用報告書として、次の書類を添付し基準点管理者に提出すること。
 - (1) 基準点現況報告書
 - (2) 精度管理表
 - (3) 成果表、網図の写しなど

様式第3号(第2条関係)

公共基準点使用報告書

年 月 日

高石市長 様

報告者 住 所
名 称
担当者

高石市公共基準点の使用結果を下記のとおり報告します。

使用目的	
使用期間	年 月 日から 年 月 日まで(日間)
測量地域 使用した 公共基準点	計 点
使用承認番号	承認番号 号
測量 作業 機 関	名 称
	担当者
	所在地
使用結果 (精度)	No. ~ No. 相対精度1: No. ~ No. 相対精度1: No. ~ No. 相対精度1: No. ~ No. 相対精度1:
特記事項	(故障点、異常点の状況を記載)

様式第4号(第3条関係)

公共基準点付近での工事施工届出書

年 月 日

高石市長 様

届出者 住 所
氏 名

工事の施工について下記のとおり届け出ます。

工事件名		
工事場所	高石市	番地先
工事期間	年 月 日から	年 月 日まで(日間)
工事概要		
公共基準点番号		
占用 企業 者	名 称	
	代表者氏名	
	所在地	
工事 請 負 者	名 称	
	担当者	
	所在地	
添 付 図 面	1 位置図 2 断面図 3 平面図 4 引照点図(又は測量資料) 5 写真 6 その他	

様式第5号(第3条関係)

公共基準点付近での工事竣工報告書

年 月 日

高石市長 様

報告者 住 所
名 称
担当者

年 月 日付けで届け出た公共基準点付近での工事が竣工しましたので、次のとおり報告します。

工事件名			
工事場所	高石市	番地先	
工事期間	年 月 日から	年 月 日まで	(日間)
公共基準点番号			
公共基準点 の 状 況	(1) 測量標のき損状態 :		
	(2) 構造物のき損状態 :		
	(3) その他 :		
工 事 請 負 者	名 称		
	担当者		
	所在地		
添 付 図 面	1 竣工写真	2 引照点図	3 測量資料 4 その他

様式第6号(第3条関係)

公共基準点復旧承認申請書

年 月 日

高石市長 様

申請者 住所
氏名

工事により効用に支障をきたした公共基準点の復旧について、承認を受けたいので、次のとおり申請します。

復旧理由		
復旧内容		
復旧場所	高石市 番地先	
復旧する 公共基準点		
復旧期間	年 月 日から 年 月 日まで(日間)	
復旧 工事 請負 者	名 称	
	代表者氏名	
	所在地	
備 考		

様式第7号(第3条関係)

公共基準点復旧承認書

様

年 月 日付けで申請のありました公共基準点の復旧について、次のとおり承認します。

承認事項

復旧内容	
復旧場所	高石市 番地先
復旧する公共基準点	
復旧完了期限	年 月 日

承認条件

- 1 測量標設置は、高石市公共基準点取扱基準に定めた構造とします。
- 2 標識の再利用が困難な場合は、高石市へ連絡してください。
- 3 測量標設置工事完了後は、速やかに様式第11号の公共基準点工事竣工報告書を提出し、高石市の検査を受けてください。
- 4 検査に合格したときには、速やかに高石市へ公共基準点を引き渡すこととします。
- 5 承認後、承認内容に変更が生じた場合は、その旨を速やかに届け出て高石市と協議してください。

承認番号 号
年 月 日

高石市長

印

担当連絡先

高石市

072-265-1001 (内線)

様式第8号(第4条関係)

公共基準点(一時撤去・移転)承認申請書

年 月 日

高石市長 様

申請者 住所
氏名

工事により支障となる公共基準点の(一時撤去・移転)について、承認を受けたいので、次のとおり申請します。

一時撤去・移転理由		
工事件名		
工事場所	高石市 番地先	
一時撤去・移転する公共基準点		
移転する場合の移転候補地	高石市 番地先	
工事期間	年 月 日から 年 月 日まで	
一時撤去・移転期間	年 月 日から 年 月 日まで	
工事請負者	名称	
	担当者	
	所在地	
添付図面	1 位置図 2 断面図 3 平面図 4 引照点図(又は測量資料) 5 写真 6 その他	
備考	現況状況等を記載する	

注)協議の場合は、承認申請を協議に書き換えるものとする。

様式第9号(第4条関係)

公共基準点(一時撤去・移転)承認書

承認番号 号
年 月 日

様

高石市長 印

年 月 日付けで申請のありました公共基準点の(一時撤去・移転)について、次のとおり承認します。

承認事項

移転先	高石市	番地先
一時撤去・移転する公共基準点		
完了期限	年 月 日とする	

承認条件

- 1 再設置位置については、高石市と協議する必要があるため、舗装復旧する前に必ず連絡してください。
- 2 測量標設置は、高石市公共基準点取扱基準第5条に定めた構造とします。
- 3 標識の再利用が困難な場合は高石市へ連絡してください。
- 4 測量標設置工事完了後は、速やかに様式第11号の公共基準点工事竣工報告書を提出し、高石市の検査を受けてください。
- 5 検査に合格したときには、速やかに高石市へ公共基準点を引き渡すこととします。
- 6 一時撤去の中止等、協議内容に変更が生じた場合は、速やかに高石市に連絡してください。

担当連絡先	高石市 072-265-1001 (内線)
-------	---------------------------

注) 協議の場合は、承認を回答に書き換えるものとする。

様式第10号(第4条関係)

公共基準点(一時撤去・移転)請求書

年 月 日

高石市長 様

請求者 住所
氏名

高石市公共基準点の(一時撤去・移転)を次のとおり請求します。

一時撤去・移転理由	
請求場所	高石市 番地
一時撤去・移転する 公共基準点	
請求期限	年 月 日まで
備 考	

様式第 1 1 号 (第 7 条関係)

公共基準点工事竣工報告書

年 月 日

高石市長 様

報告者 住 所
名 称
担当者

年 月 日付け第 号で承認を受けた公共基準点の (一時撤去・移転・復旧) について、公共基準点工事が竣工しましたので、次のとおり報告します。

工事件名		
工事場所		高石市 番地先
工事竣工日		年 月 日
公共基準点番号		
工事請負者	名 称	
	担当者	
	所在地	
復旧工事又は移転工事の場合		
測量請負者	名 称	
	担当者	
	所在地	
添 付 図 面		1 竣工写真 2 測量成果一式 3 その他

注) 協議の場合は、承認を回答に書き換えるものとする。